

## 人的被害

### 災害障害見舞金



災害によって負傷、疾病で精神または身体に著しい障害を被った場合、見舞金が支給されます。

#### ●見舞金額

- ・生計維持者が死亡した場合 250万円
- ・その他の者が死亡した場合 125万円

### 災害弔慰金



災害によって死亡された人の遺族に対して、弔慰金が支給されます。

#### ●弔慰金額

- ・生計維持者が死亡した場合 500万円
- ・その他の者が死亡した場合 250万円

## 住宅・生活

### 当面の生活資金や、生活再建の資金が必要なとき

#### 生活再建支援金

住家被害認定調査で大規模半壊以上の判定を受けた場合、最大300万円の生活再建支援金の受給ができます。被害の程度、住宅の再建方法（建設・購入や補修など）によって支給額は変動します。

#### 災害援護資金

災害により負傷した場合や、家財などの損害を受けた場合、災害援護資金を借りることができます（所得制限あり）。

### 日常生活の支援制度

#### 仕事の再開

仕事を失った場合、ハローワークで仕事を探すほか、職業訓練などの支援を受けることが可能。職業訓練には公共職業訓練・求職者支援訓練・職業訓練受講などがあります（それぞれに対象者あり）。

#### 学校への復学

家計の急変や学校が被災した場合、就学費用や転校費用など、救急・応急の奨学金の貸与を受けることができます。

#### 事業の再開

被災した中小企業の事業復旧を支援する「災害復旧貸付」や、中小企業・農林漁業者への融資の制度があります。

### 税金などの控除を受けたいとき

#### 所得税の雑損控除

災害によって日常生活に必要な住宅・家財などの資産について損害を受けた場合、確定申告時に一定金額の所得控除を受けることができます。

#### 所得税の災害減免

被災した年の所得金額が1,000万円以下で、住宅や家財の損失額が時価の50%以上の場合、所得税の減免を受けられます。

#### その他減免されるもの

相続税・贈与税、住民税・固定資産税、国民健康保険料・介護保険料、国民年金など。災害の規模や被災程度に応じて、減免や控除を受けられる場合があります。

### 居住する住宅がなく、住宅を確保できないとき

#### 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害により居住する住宅がなくなり、自らの資力では住宅の確保ができない人が入居の対象になります。一般的に応急危険度判定で大規模半壊以上の判定を受けた場合となり、世帯の所得状況などを加味し、全ての人が入居できない場合もあります。また、入居期間は原則2年間です。